



猪名川町うさちゃんクラブだより



発行：猪名川町場生活安全課

新年のお正月、みなさんいかがお過ごしですか？

初詣など、車でお出かけの場合は、安全運転で十分に気をつけてください。

お正月は、普段よりも交通量が多くなります。

夕方から外出する場合は、明るい服装を心がけてくださいね。

令和6年も、健康第一に、交通安全を守り、夢や希望あふれる素敵な年をお過ごしください。



前回の様子：ホームページを見てね



12月修了式を迎えました。横断練習と修了式の様子をご覧ください。たいへんよくがんばりました！





交通安全 はじめの一步



【自転車ヘルメット購入応援事業】(出典:兵庫県ホームページ 令和5年11月24日付)

令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」により、自転車を利用する全ての方に、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。兵庫県では「自転車ヘルメット購入応援事業」の実施をします。

【再掲】10月のおたよりで通知しました。【申請締切:令和6年2月9日(金)まで】



「兵庫県マスコットはばタン」

1 申請期間

令和5年12月1日(金)から令和6年2月9日(金)まで

- ・購入店舗のレシートや、通信販売の購入履歴等の購入明細が必要です。
- ・レシートなどに購入日・購入商品名(品名や品番など)・購入店名・購入金額の記載がない場合は、領収書をお店に発行してもらうようお願いします。

2 給付対象者

住所地在兵庫県内の方で、次の方を対象とします。(年齢の基準:令和6年3月31日時点)

- ・高齢者(65歳以上)
- ・子育て世代(1歳~18歳までの子と親)※子どもは人数分・親は父母どちらか一人分。
- ・学生(19歳~29歳までの大学生や専門学生等)



3 対象ヘルメット

令和5年10月3日以降に購入したもので、安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットが対象予定です。

【対象外となるもの】

- ・中古品。
- ・新品や未使用品であっても、個人間取引を中心としたフリマサイト等で購入したもの。
- ・はばタン Pay+や、各市町が発行するプレミアム付き商品券などを利用して購入したもの。
- ・安全基準を満たしていないもの。



4 給付額

給付は、キャッシュレス決済ポイントや QUO カードなどのプリペイドカードによる還元を予定しています。ヘルメット1個につき、上限4,000円分として、次のように考えています。

1,000円未満は切り捨てとします。

- (例1) 6,000円 → 4,000円分を給付予定
- (例2) 3,800円 → 3,000円分を給付予定
- (例3) 980円 → 給付なしを予定



【申請方法について】

申請にかかる詳細事項は、「兵庫県の専用ウェブサイト」をご確認ください。

URL: <https://safetylife.pref.hyogo.lg.jp>

【詳細のお問い合わせ先】

【コールセンター】9:00-17:30(土日祝日も対応)

電話番号: 0120-134-076

「兵庫県」のホームページを検索ください。

部署名: 県民生活部 暮らし安全課交通安全対策班

電話: 078-341-7711

Eメール: seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



ヘルメットの非着用時の致死率は着用時に比べ約2.1倍です。
安心・安全のために
ヘルメットの準備・着用を!



最近、おしゃれな
自転車用ヘルメット
もあるね!

